



選択的夫婦別姓制度

最近、夫婦別姓を認めない民法や戸籍法の規定は個人の尊重を定める憲法に違反し、無効だとして、別姓のまま婚姻できる地位の確認を求めた訴訟が話題となりました。

選択的夫婦別姓制度とは？

夫婦は同じ姓を名乗るという現在の制度に加えて、希望する夫婦が結婚後にそれぞれの結婚前の姓を名乗ることを認める制度です。

選択的夫婦別姓制度のメリットは？

これまで結婚したら女性側が姓を変えるのが普通とされてきましたが、「女性が合わせるべき」という固定観念がなくなることで、ジェンダー平等が促進されます。

また、仕事上姓を変えることに支障がある方や事実婚の方にとっても必要な制度といえます。

選択的夫婦別姓制度のデメリットは？

- お互いに法定相続人になることができない(配偶者として遺産を受け取れない)
- 所得税の配偶者控除や配偶者特別控除などの優遇が受けられない
- 夫婦間に代理権がなく、配偶者の代理として契約することができない
- 子どもの姓をどうすべきか？の選択が難しい

海外の現状は？

夫婦別姓が認められている主な国としてアメリカ・イギリス・オーストラリアなどがあります。自己の姓と配偶者の姓を付け加える「統合氏」と呼ばれる姓を採用している国も多くあり、その形は様々です。

先進国と呼ばれる国々の中で日本以外に夫婦同姓を義務としている国はなく、非常に珍しいと言われているのです。



ホントに？知らなかったよ！！